

◎岡山県規則第五十一号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二ロを次のように改める。

ロ 法第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十五号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項ただし書及び第三項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 岡山市南区芳泉二丁目八番二七号 コーポチェリー二〇二号

審査請求人 片岡 誠

二 公示事項

審査請求人が提起した審査請求について、令和二年一月六日付けで裁決を行ったが、当該裁決書の謄本は、当庁（岡山県保健福祉部障害福祉課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当庁に出頭の上、受領されたい。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八四号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市仁堀西字大岩一〇一〇番地先から 赤磐市仁堀西字小馬場一〇二三番地先ま で	新	一七・九 五八・二	一五八・一
赤磐市仁堀西字大岩一〇一〇番地先から 赤磐市仁堀西字小馬場一〇二三番地先ま で	旧	一〇・二 二三・八	一五八・一

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県告示第三百四十七号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和二年五月二十八日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所
岡 山 市 北 区 芳 賀 五 三 〇 一 内 岡 山 県 計 量 管 理 セ ン タ ー	一 般 社 団 法 人 岡 山 県 計 量 管 理 セ ン タ ー 会 長 石 川 恭 司	岡 山 市 北 区 芳 賀 五 三 〇 一 内 岡 山 県 計 量 管 理 セ ン タ ー	

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県告示第三百四十八号

岡山県会計事務取扱要綱（昭和六十一年会第二百九十五号）第六十九条関係の規定により、岡山県収入証紙売りさばき人の継承を令和二年五月二十六日付けで次のとおり承認した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

区分	地	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	売りさばき場所
継承後	五	岡山市東区瀬戸町光明谷一九 晴れの国岡山農業協同組合瀬戸支店 支店長 香中 克也	岡山市東区瀬戸町光明谷一九
継承前	五	岡山市東区瀬戸町光明谷一九 岡山東農業協同組合 代表理事組合長 金光 章	岡山市東区瀬戸町光明谷一九

区分	地	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	売りさばき場所
継承後		赤磐市下市一一〇 晴れの国岡山農業協同組合山陽支店 支店長 小坂 恒夫	赤磐市下市一一〇
継承前	五	岡山市東区瀬戸町光明谷一九 岡山東農業協同組合 代表理事組合長 金光 章	赤磐市下市一一〇

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

地	売りさばき人所在	区 分
	赤磐市福田五〇〇	継 承 後
五	岡山市東区瀬戸町光明谷一九	継 承 前

地	売りさばき人所在	区 分
	赤磐市松木六三二 晴れの国岡山農業協同組合 山支店 支店長 原田 俊治	継 承 後
五	赤磐市松木六三二 岡山東農業協同組合 代表理 事組合長 金光 章	継 承 前

地	売りさばき人所在	区 分
	赤磐市町苅田一三〇一 晴れの国岡山農業協同組合赤 坂支店 支店長 小山 剛	継 承 後
五	赤磐市町苅田一三〇一 岡山東農業協同組合 代表理 事組合長 金光 章	継 承 前

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区 分
倉敷市上東七五〇―四	支店 支店長 平田 幸也	倉敷市上東七五〇―四	継 承 後
倉敷市上東七五〇―四	支店長 平田 幸也	倉敷市上東七五〇―四	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区 分
備前市伊部一三二―八	前支店 支店長 福田 務	備前市伊部一三二―八	継 承 後
備前市伊部一三二―八	事組合長 金光 章	五 岡山市東区瀬戸町光明谷一九	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区 分
赤磐市福田五〇〇	政則 磐吉井支店 支店長 柴田	赤磐市福田五〇〇	継 承 後
赤磐市福田五〇〇	事組合長 金光 章	岡山東農業協同組合 代表理	継 承 前

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地 売りさばき人所在	区 分
都窪郡早島町前潟一四七―一	久 島町支店 支店長 安田 訓	都窪郡早島町前潟一四七―一	継 承 後
都窪郡早島町前潟一四七―一	店 支店長 安田 訓久	都窪郡早島町前潟一四七―一	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地 売りさばき人所在	区 分
一 倉敷市真備町箭田一一七―一	寛 備西支店 支店長 岡	一 倉敷市真備町箭田一一七―一	継 承 後
一 倉敷市真備町箭田一一七―一	店 支店長 岡 寛	一 倉敷市真備町箭田一一七―一	継 承 前

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

売りさばき人名称	地 売りさばき人所在	区 分
晴れの国岡山農業協同組合山	総社市岡谷二三	継 承 後
岡山西農業協同組合山手支店	総社市岡谷二三	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地 売りさばき人所在	区 分
総社市清音軽部六九七	音支店 支店長 糸島 勝	総社市清音軽部六九七	継 承 後
総社市清音軽部六九七	岡山西農業協同組合清音支店 支店長 田中 悟	総社市清音軽部六九七	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地 売りさばき人所在	区 分
総社市美袋四八三一二	和支店 支店長 細川 高志	総社市美袋四八三一二	継 承 後
総社市美袋四八三一二	岡山西農業協同組合昭和支店 支店長 細川 高志	総社市美袋四八三一二	継 承 前

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区 分
井原市芳井町吉井九七	光広 原芳井支店 支店長 森恒	井原市芳井町吉井九七	継 承 後
井原市芳井町吉井九七	岡山西農業協同組合芳井支店 支店長 大上 文雄	井原市芳井町吉井九七	継 承 前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区 分
井原市井原町五一二―二	晴れの国岡山農業協同組合井 原支店 支店長 廣畑 輝昌	井原市井原町五一二―二	継 承 後
井原市井原町五一二―二	岡山西農業協同組合西部支店 支店長 廣畑 輝昌	井原市井原町五一二―二	継 承 前

売りさばき場所	及び代表者の氏名
総社市岡谷二三	手支店 支店長 守安 勝利
総社市岡谷二三	支店長 守安 勝利

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

地	売りさばき人所在	区分
一	浅口郡里庄町里見二六一〇一	継承後
一	浅口郡里庄町里見二六一〇一	継承前

地	売りさばき人所在	区分	売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名
一	浅口郡里庄町里見五二六五一	継承後	一	浅口郡里庄町里見五二六五一 晴れの国岡山農業協同組合鴨方支店 支店長 難波 孝幸
一	浅口郡里庄町里見五二六五一	継承前	一	浅口郡里庄町里見五二六五一 岡山西農業協同組合鴨方支店 支店長 難波 孝幸

地	売りさばき人所在	区分	売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名
	浅口市金光町占見新田二七四	継承後	浅口市金光町占見新田二七四	晴れの国岡山農業協同組合金光支店 支店長 萩原 正剛
	浅口市金光町占見新田二七四	継承前	浅口市金光町占見新田二七四	岡山西農業協同組合金光支店 支店長 梶谷 剛

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

及び代表者の氏名	売りさばき人名称	地	売りさばき人所在地	区分
島支店 支店長 岡本 勝志	晴れの国岡山農業協同組合連		倉敷市連島町西之浦五二二	継承後
支店 支店長 大橋 芳昌	倉敷かさや農業協同組合連島		倉敷市連島町西之浦五二二	継承前

売りさばき場所	及び代表者の氏名	売りさばき人名称	地	売りさばき人所在地	区分
倉敷市西阿知町一〇四〇一五	邦 阿知支店 支店長 平松 隆	晴れの国岡山農業協同組合西		倉敷市西阿知町一〇四〇一五	継承後
倉敷市西阿知町一〇四〇一五	知支店 支店長 岡 功	倉敷かさや農業協同組合西阿		倉敷市西阿知町一〇四〇一五	継承前

売りさばき場所	及び代表者の氏名	売りさばき人名称
一 浅口郡里庄町里見二六一〇一	庄支店 支店長 高澗 光男	晴れの国岡山農業協同組合里
一 浅口郡里庄町里見二六一〇一	支店長 高澗 光男	岡山西農業協同組合里庄支店

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

区分	継承後
継承前	

売りさばき場所	及び代表者の氏名 売りさばき人名称	地	売りさばき人所在	区分
真庭市上水田五二〇	房支店 支店長 中山 和彦 晴れの国岡山農業協同組合北		真庭市上水田五二〇	継承後
真庭市上水田五二〇	支店長 中山 和彦 びほく農業協同組合北房支店		真庭市上水田五二〇	継承前

売りさばき場所	及び代表者の氏名 売りさばき人名称	地	売りさばき人所在	区分
倉敷市北畝四一〇一四三	田支店 支店長 土屋 弘之 晴れの国岡山農業協同組合福		倉敷市北畝四一〇一四三	継承後
倉敷市北畝四一〇一四三	支店 支店長 小倉 伸二 倉敷かさや農業協同組合福田		倉敷市北畝四一〇一四三	継承前

売りさばき場所	倉敷市連島町西之浦五二二
継承前	倉敷市連島町西之浦五二二

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

区 分	地 売 り さ ば き 人 所 在	売 り さ ば き 人 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
継 承 後	五 真 庭 市 蒜 山 上 長 田 四 九 〇 一 一	晴 れ の 国 岡 山 農 業 協 同 組 合 蒜 山 支 店 支 店 長 池 田 一 則
継 承 前	五 真 庭 市 蒜 山 上 長 田 四 九 〇 一 一	真 庭 農 業 協 同 組 合 蒜 山 支 所 長 池 田 一 則

区 分	地 売 り さ ば き 人 所 在	売 り さ ば き 人 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
継 承 後	真 庭 市 久 世 二 九 〇 三 一 一	晴 れ の 国 岡 山 農 業 協 同 組 合 久 世 支 店 支 店 長 矢 谷 勲
継 承 前	真 庭 市 久 世 二 九 〇 三 一 一	真 庭 農 業 協 同 組 合 久 世 支 所 長 築 澤 茂

地 売 り さ ば き 人 所 在	売 り さ ば き 人 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	売 り さ ば き 場 所
真 庭 市 久 世 二 九 二 七 一 二	晴 れ の 国 岡 山 農 業 協 同 組 合 真 庭 出 張 所 所 長 富 田 勝 美	真 庭 市 久 世 二 九 二 七 一 二
真 庭 市 落 合 垂 水 一 〇 六 四 一 一	真 庭 農 業 協 同 組 合 代 表 理 事 組 合 長 矢 谷 信 道	真 庭 市 久 世 二 九 二 八

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

区 分	地 売 り さ ば き 人 所 在	売 り さ ば き 人 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	売 り さ ば き 場 所
継 承 後	一 久米郡美咲町原田一六六八一	晴れの国岡山農業協同組合中 央支店 支店長 青井 基	一 久米郡美咲町原田一七三五
継 承 前	一 久米郡美咲町原田一六六八一	津山農業協同組合中央支店 支店長 坂手 美浩	一 久米郡美咲町原田一七三五

区 分	地 売 り さ ば き 人 所 在	売 り さ ば き 人 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	売 り さ ば き 場 所
継 承 後	津山市加茂町小中原一七一	晴れの国岡山農業協同組合加 茂支店 支店長 藤原 義則	津山市加茂町小中原一七一
継 承 前	津山市加茂町小中原一七一	津山農業協同組合加茂支店 支店長 藤原 義則	津山市加茂町小中原一七一

五	真庭市蒜山上長田四九〇一	売 り さ ば き 場 所
五	真庭市蒜山上長田四九〇一	売 り さ ば き 場 所

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

地	区分
売りさばき人所在 勝田郡奈義町久常二六四	継承後
勝田郡奈義町久常二六四	継承前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区分
苫田郡鏡野町竹田六六〇	野支店 支店長 三木 広江	苫田郡鏡野町円宗寺二二二	継承後
苫田郡鏡野町竹田六六〇	支店長 津本 琢也	苫田郡鏡野町古川一〇〇〇	継承前

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名	地	区分
苫田郡鏡野町女原三一一九	津支店 支店長 加持 豊一	苫田郡鏡野町女原三一一九	継承後
苫田郡鏡野町女原三一一九	支店長 水島 誠	苫田郡鏡野町女原三一一九	継承前

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

売りさばき場所	売りさばき人名称 及び代表者の氏名
勝田郡奈義町豊沢三〇六一 勝田郡奈義町久常二六四	晴れの国岡山農業協同組合奈義支店 支店長 定森 久芳
勝田郡奈義町豊沢三〇六一 勝田郡奈義町久常二六四	勝英農業協同組合奈義支店 支店長 定森 久芳

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

〔二三六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岡山市	平成二十八年四月 ～ 平成三十年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区御津北 野及び北区 御津中山の 一部①	令和二年五月二十六日
高梁市	平成三十年四月 ～ 令和二年一月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	中井町西方 の一部	令和二年五月二十六日
高梁市	平成三十年六月 ～ 令和二年一月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	松山・津川 町今津の一 部	令和二年五月二十六日
新見市	平成三十年四月 ～ 令和元年九月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲西町畑木 の一部	令和二年五月二十六日
新見市	平成三十年四月 ～ 令和元年九月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲西町矢田 の一部	令和二年五月二十六日
真庭市	平成三十年四月	真庭市 地籍簿	本庄の一部	令和二年五月二十六日

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

里庄町	里庄町	里庄町	真庭市	真庭市	
令和二年二月 ） 平成三十年四月	令和二年二月 ） 平成三十年五月	令和二年二月 ） 平成三十年五月	令和二年三月 ） 平成三十年四月	令和二年三月 ） 平成三十年四月	令和二年一月 ）
地籍簿 地籍図及び 里庄町	地籍簿 地籍図及び 里庄町	地籍簿 地籍図及び 里庄町	地籍簿 地籍図及び 真庭市	地籍簿 地籍図及び 真庭市	地籍簿 地籍図及び
一部① 大字里見の	一部③ 大字里見の	一部② 大字里見の	勝山の一部	延風の一部	
令和二年五月二十六日	令和二年五月二十六日	令和二年五月二十六日	令和二年五月二十六日	令和二年五月二十六日	

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

〔二三七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

令和二年度晴れやかネット拡張機能整備事業

二 契約期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び所在地

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

七九、九六八、二八三円（うち消費税額及び地方消費税の額七、二六九、八四四円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二三八〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項の規定による令和二年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和二年八月八日（土曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関する事。
- ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五

1（6）において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したものの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、令和二年六月十九日（金曜日）から同月二十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同月十九日（金曜日）から同月二十六日（金曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参又は郵送等により提出すること。ただし、令和元年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百六十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）
一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ郵送等により提出すること。ただし、令和元年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 令和二年九月十日（木曜日）九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、六1の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

〔二三九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

廠舎池土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月一日

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

〔二四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

大谷池土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月一日

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

(二四二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月一日

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

(二四二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月一日

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

〔二四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字西高畑一七二―八、一七二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町川辺二〇〇―一ユ―ミ―川辺二〇一号

平松 久幸

平松 年江

三 許可番号

岡山県指令建指第四一号

〔二四四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

- | | | |
|---|-----------------|------|
| ア | IPR形移動用無線機（車載用） | 368式 |
| イ | IPR形移動用無線機（携帯用） | 32式 |
| ウ | IPR形オートバイ用無線機 | 32式 |

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

第12199号 岡山県公報 令和2年6月5日

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月30日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年6月5日（金）から同年7月7日（火）まで（岡山県の休日を定める

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月15日（水） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年7月14日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年7月7日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

IPR Mobile Radio Set (for cars) (IPR-ML) 368 Units

IPR Mobile Radio Set (portable) (IPR-ML) 32 Units

IPR Mobile Radio Set (for motorcycles) (IPR-AU) 32 Units

(2) Delivery date :

By 31 May (Monday) , 2021

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 15 July (Wednesday) , 2020

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔二四五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

- ア I P R形携帯用無線機 227式
- イ I P R形受令機 30式
- ウ I P R形携帯用無線機用取扱説明書 1冊
- エ I P R型受令機用取扱説明書 1冊

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山市告示第306号)の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月30日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話(086)226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

令和2年6月5日(金)から同年7月7日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月15日(水) 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年7月14日(火)17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年7月7日(火)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) その他
詳細は, 入札説明書による。
- ## 7 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
IPR Walkie-Talkie (IPR-WT) 227 Units
IPR Walkie-Receiver (IPR-WR) 30 Units
Instruction manual for IPR Walkie-Talkie (IPR-WT) 1 Units
Instruction manual for IPR Walkie-Receiver (IPR-WR) 1 Units
 - (2) Delivery date :
By 31 March (Wednesday) , 2021
 - (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
 - (4) Time limit for tender :
1 :40 P. M. 15 July (Wednesday) , 2020
 - (5) Contact point for the notice :

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔二四六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物件名及び数量

展示ケース 1式

(2) 購入物件の特質等

入札説明書及び展示ケース規格仕様書一覧表（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する設置作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年7月6日（月） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁文化財課文化財保護班（岡山県庁5階）

電話（086）226-7601

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年6月5日（金）から同年7月6日（月）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月17日（金） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年7月16日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年7月6日（月）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Showcase 1 Unit

(2) Delivery date :
By 31 May (Monday) , 2021

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1 :40 P.M. 17 July (Friday) , 2020

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Education Bureau, Cultural

Properties Division
2 - 4 - 6 , Uchisange , Kita-ku , Okayama-shi , Okayama-ken , 700 - 8570 ,
Japan

TEL 086 - 226 - 7601

〔二四七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県総合教育センター情報システム（サーバ等）更新及び運用保守業務

(2) 調達の内容

入札説明書及び岡山県総合教育センター情報システム（サーバ等）更新及び運用保守業務調達仕様書による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 履行場所

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11 岡山県総合教育センター

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本業務に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和2年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格を

いう。)を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 借り受ける物件について、第三者から本県に貸付けを行わせようとする者にあつては、岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者名簿に登録されている者であつて、その営業種目が「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」で格付区分がAであるものをあらかじめ選定しておくことができること。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086-226-7264(直通)

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター 総務課

電話 0866-56-9101

FAX 0866-56-9121

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年6月5日から同年7月2日まで（岡山県の休日を含め、平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 入札参加資格確認申請書

② 納入予定機器一覧表

③ 借り受ける物件について、2(5)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合においては、入札説明書に定める書類

ア 提出期間

令和2年6月5日から同年7月2日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

(1)の場所と同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年7月17日（金） 午後2時

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター 第六研修室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした郵送等（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入するとともに1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）により、令和2年7月16日の午後5時までに到着するよう提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の入札参加資格申請書及等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Equipment replacement with operation and maintenance services for

Computer System

(2) Lease period:

From 1 October, 2020 through 30 September, 2025

(3) Delivery place:

Okayama Prefectural Education Center

(4) Time limitz for tender:

2:00 P.M. 17 July, 2020

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Education Center,

7545-11 Yoshikawa, Kibichuou-chou, Kaga-gun, Okayama-ken, 716-1241,

Japan

TEL 0866-56-9101

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県公安委員会告示第七十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和二年六月五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	令和二年 七月十六日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	令和二年 九月十日	午前十時	
経験者（更新）講習課程	令和二年 七月一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和二年 七月三十日	午後一時	倉敷市大島四五―一 倉敷警察署
	令和二年 八月十三日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	令和二年 八月十九日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	令和二年 八月二十六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	令和二年 九月二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和二年 九月二十四日	午後一時	倉敷市大島四五―一 倉敷警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百円

経験者(更新)講習課程

三千円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県公安委員会告示第七十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和二年六月五日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和二年七月八日（水） 午前十時	岡山市北区内山下二一四一六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）

二 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

令和二年七月一日（水）まで

三 受講手数料

九千八百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 代理受講は、認めない。
- 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県公安委員会告示第七十三号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年六月五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
令和二年七月六日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和二年七月六日(月)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年七月十日(金)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
令和二年七月十三日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和二年七月十三日(月)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年七月二十日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

午前九時	令和二年七月二十日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年七月二十一日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年七月二十七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇一一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年七月二十七日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年七月二十九日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年八月三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇一一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年八月三日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年八月五日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年八月十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇一一 倉敷国際射撃場
午前十時	令和二年八月十七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇一一 倉敷国際射撃場

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

午前九時	令和二年八月十七日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年八月十八日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年八月二十四日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年八月二十四日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年八月二十八日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年八月三十一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年八月三十一日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年九月二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年九月七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年九月七日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

2 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
令和二年七月三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年九月二十八日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年九月二十八日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年九月二十五日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
令和二年九月二十一日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年九月十四日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年九月十四日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年九月八日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

<p>令和二年七月十日（金） 午後一時</p>	<p>令和二年七月十日（金） 午前十時</p>	<p>令和二年七月十七日（金） 午前十時</p>	<p>令和二年七月二十一日（火） 午後一時</p>	<p>令和二年七月二十四日（金） 午前十時</p>	<p>令和二年七月二十九日（水） 午後一時</p>	<p>令和二年七月三十一日（金） 午前十時</p>	<p>令和二年八月五日（水） 午後一時</p>	<p>令和二年八月七日（金） 午前十時</p>	<p>令和二年八月十四日（金） 午前十時</p>
<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

午後一時	令和二年九月二十五日（金）	午後一時	令和二年九月八日（火）	午前十時	令和二年九月四日（金）	午後一時	令和二年九月二日（水）	午前十時	令和二年八月二十八日（金）	午後一時	令和二年八月二十八日（金）	午前十時	令和二年八月二十一日（金）	午後一時	令和二年八月十八日（火）
岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

令和二年九月二十五日(金)
午前十時

倉敷市福田町浦田七四〇ー一
倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

◎岡山県公安委員会告示第七十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年六月五日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
令和二年七月七日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年七月七日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年七月十四日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年七月二十一日（火）	午前十時		
令和二年七月二十八日（火）	午前十時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年八月四日（火）		岡山市北区御津伊田二二九一	

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

午前十時	御津ライフル射撃場
令和二年八月四日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年八月十一日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和二年八月十八日(火) 午前十時	
令和二年八月二十五日(火) 午前十時	
令和二年八月二十五日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年九月一日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和二年九月一日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年九月八日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和二年九月十五日(火) 午前十時	
令和二年九月二十九日(火) 午前十時	

令和2年6月5日 岡山県公報 第12199号

令和二年九月二十九日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
-----------------------	----------------------

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

〔二七〕令和元年十月十八日付け公布岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（岡山県規則第五十六号）に誤りがあつた。

一・終わりか ら一	頁・行
公共職業安定所	誤
任命権者	正